

能性として不確かな面もあると言われている。

また、作業所の仕事の受益性が低いため、障害者の賃金も低くなっている。箕面市障害者市民施策推進協議会の研究資料によれば、障害者の月給は、5,000～10,000円未満が最も多く32.0%になっている。以下、1,000～5,000円未満が30.1%、10,000～20,000円未満が19.4%、1,000円未満が2.2%、20,000～30,000円未満が2.2%、30,000円以上が1.4%、なしが0.8%を占めている²¹⁾。この賃金では、生活を支えるのは困難である。

3. 障害者の構成

北海道の例をみると、作業所の障害者の構成比率の変化が表れている。つまり、1993年調査では知的障害型が46.6%を占め、身体障害型を含めると70%に達していたが、1997年調査では身体障害型21.0%、知的障害型34.3%と多少減少して、精神障害回復型、重複障害型、混合型の作業所型が増加している。

さらに、最近、作業所の取り扱い品目は多種多様になっているので、混合型の作業所が増えている。

これは、障害種類に関わらずみんな一緒に協同して運営しているからである。

4. 作業所の役割

就労イコール自立といった考え方もある、結果として作業所は、「何処へも行き場のないひと

の受け皿的な場」、「学校教育の単なる延長の場であって、障害者の卒業後の現実的社会生活を一時保留できる場」²²⁾として位置づけられ、今に至っている。しかし、現在では、障害者の自立生活概念の浸透やコミュニティ・ケアの論議によって、作業所は地域における障害者の自立生活を支える社会システムとして位置づけられている。すなわち、作業所は就労の場ではなく、戸外へ出る機会をつくり、仲間と一緒に過ごしながらレクリエーションや文化活動に参加できることなど²³⁾の生活支援型の役割、あるいは、軽作業を通じて社会参加の場および当事者間交流の場の役割など²⁴⁾、さまざま役割を果たしている。

IV. 韓国の保護作業場の現状と問題

韓国で障害者の保護的作業場は、保護作業場、自立作業場、勤労施設という用語で幅広く使われてきたが、最近では、保護作業場という名称が代表的になっている。韓国での保護作業場の出発は、保健福祉部により1986年心身障害者福祉施設自立作業場設置運営計画、1989年障害者保護作業場運営方針、1991年心身障害者福祉法が制度的に規定された頃である。

保護作業場は、1988年バランピックをきっかけに増加し続けて1992年には全国的に162ヶ所が設置された。しかし、1995年現在保護作業場の設置数は、148ヶ所になっており、実際運営している

<表3> 障害者の構成

障害者構成	1993年調査 N=133	1997年調査 N=143
計	100.0%	100.0%
身体障害者 70%～	22.6%	21.0%
知的障害者 70%～	46.6%	34.3%
精神障害者 70%～	21.0%	25.2%
重複障害者 70%～	0	2.8%
混合型*	9.8%	16.8%

(出所：「北海道における小規模作業所の研究」北海道ノーマライゼーション研究 NO 9、1997)

*混合型：いずれの障害者も70%未満の作業所

21) 箕面市障害者市民施策推進協議会『障害者市民の地域生活支援の方向性について』、1998.1.、82頁。

22) 大阪府福祉部『簡易心身障害者通所授産施設運営の手引』平成4年版、1992、20頁。

23) 同、20頁。

24) 箕面市障害者市民施策推進協議会、前出、33頁。